

「緩慢な暴力」と正当防衛

丸山徳次（龍谷大学名誉教授）

20年間にわたる工場排水によって高知市内の江ノ口川および浦戸湾を汚染し、地域住民に危害を及ぼした「高知パルプ生コン事件」は、水俣病事件と同時代的で典型的な企業公害事件であるが、自然保護運動と公害追放運動とが早い時点から結びついたこと、また、公害追放運動の推進者たちがその直接活動に関して刑事訴追を受けたこと、という二点において、極めて特異な公害事件でもある。多くの問いを投げかけてくる本事件は、これまで十分に考察されてこなかった。とりわけ刑事裁判での判決には、現在の社会環境の変化に照らしても再考されるべき重要な論点がいくつも含まれている。本発表では特に、近年における正当防衛権に関する過度の制限論を批判することを意図しながら、「緩慢な暴力」の概念化の必要性を論じるとともに、市民による自力救済の意義を再検討する。

1971年6月9日、「浦戸湾を守る会」のメンバーたちが、高知パルプ工業（株）の専用排水路に生コンクリートを投入し、廃液排出を遮断した。4年以上に及んだ生コン投入事件裁判においては、二人の被告人に「威力業務妨害罪」として「懲役三月」が求刑されたのに対し、1976年3月、「各罰金五万円」の判決が下され、両人は控訴せず、そのまま刑が確定した。弁護人は、構成要件に該当しない、仮に該当するとしても正当防衛行為であって違法性が阻却しうる、そうでなくとも可罰的違法性を欠く、期待可能性がなかった、という4点の主張によって、そもそも本件行為には「威力業務妨害罪」に相当する犯罪性がなかったことを主張した。ところが、判決で裁判官は繰り返し、高知パルプが住民被害をもたらしてきたし、高圧的な態度で住民に対してきたことを非難し、高知県・高知市などの行政当局にも責任の一端があることを批判しながら、他方では、法の中心的な目的が「社会秩序の維持」にあることを強調し、本件のような「実力行使」を軽視するなら、「安易な形での模倣」を誘発しかねないとの検察官の主張をそのまま反復して、あたかも治安維持事件であるかのように取り扱い、弁護側主張の「環境権」を一顧だにしなかった。

本件裁判の最大の争点は、「生コン投入」行為を「正当防衛」と見なしうるか否か、ということにあった。「正当防衛」とは、刑法上の定義によれば、急迫不正の侵害に対し、自己または他人の権利を防衛するために、やむをえずした行為である。抽象化し簡略化して言えば、暴力に対して抵抗する「対抗暴力」が〈事後的〉に正当化された場合、「正当防衛」として是認される。本判決は、高知パルプの廃液排出を一応「不正」な侵害と認めながら、「急迫性」の要件を「公的機関に保護を求める時間的余裕のない緊急状態」に求め、具体的には本件の場合、「仮処分申請」や「告発」の可能性が残されていたことを指摘して、「正当防衛」を認めなかった。

近代国家とは、「正当な物理的暴力行使の独占」を要求する共同体(Max Weber)であるが、フィジカルな暴力を「暴力」のモデルとする限り、ケミカルな暴力に見られる長期間の継続的・累積的・媒介的な暴力、すなわち「緩慢な暴力」を的確（適格）に認知することはできない。上記判決は、フィジカルな暴力のみを「暴力」とすることに起因する議論の混乱を有すると同時に、国家の暴力独占と私人個人の正当防衛権との関係に関して極めて問題的理解を示している。ここでは、近年再有力視されるカントおよびヘーゲルに淵源する正当防衛権の基礎づけ論についても考察する。